

# 指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(鹿児島県指定 第4670301136)

当事業所はご契約者に対して居宅サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

## 目 次

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口 . . . . . 1
2. 当事業所の概要 . . . . . 1
3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容 . . . 2
4. 利用料金等 . . . . . 2～4
5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等 . . . . . 4～5
6. サービス内容に関する苦情 . . . . . 4～5
7. 秘密保持 . . . . . 5
8. 個人情報の保護 . . . . . 6
9. 事故発生時の対応について . . . . . 6
10. その他の事項について . . . . . 6

社会福祉法人 恵仁会

指定居宅介護支援事業所 鹿屋長寿園

鹿屋市新川町5385番地1

TEL 0994-43-3082

FAX 0994-45-5560

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0994-43-3082	(午前8時30分～午後5時30分)
担当者	森山 和美	

\* ご不明な点はおたずねください。

## 2. 当事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所	指定居宅介護支援事業所 鹿屋長寿園
所在地	鹿児島県鹿屋市新川町 5385-1
介護保険指定番号	4670301136
サービスを提供する地域	①鹿屋市 ②垂水市 ③肝属郡

\* 上記地域以外の場合でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 事業所の職員体制

管理者	専従 1名
介護支援専門員	専従 1名以上
主任介護支援専門員	1名以上

### (3) 営業日および営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (時間外は電話にて対応)
休業日	日曜日 (但し、電話対応は可) 12月29日から1月3日までの年末年始。
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
緊急連絡先	090-7157-0204 (24時間対応体制)

#### (4) 従業者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管 理 者	管理者に、主任介護支援専門員を配置し、介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。当事業所の従業員に、厚生省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者とその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、また、必要に応じて施設サービスをご利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市区町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等と連絡調整を行います。  利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医等へ意見を求めることとし、意見を求めた医師等に対して、ケアプランを交付します。訪問介護事業所などから伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した状態等について、主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

### 3. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明及び契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
③	居宅サービス計画に対するご利用者の同意（保険者へ提出）
④	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
⑤	サービスの提供開始

### 4. 利用料金等

#### (1) 利用料

**\* 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。**

**\* 保険料の滞納により、法定代理受領をできなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて所定の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。**

このサービス提供証明書を後日お住まいの市区町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援の利用料金（基本料金及び加算料金）は以下の通りです。

#### 【基本料金】

要支援 1・2 → 3,880 円

要介護 1・2 → 10,530 円

要介護 3～5 → 13,680 円

【加算料金】・・・各々についての要件を満たした場合に算定されます。

加 算	料 金	要 件 (抜 粋)
特定事業所加算 (Ⅱ)	4.000 円	<p>利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催する。計画的に研修を実施していること。</p> <p>24時間体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に応じる体制を確保している。</p> <p>地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること。又、事例検討会等へ参加している。</p> <p>居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。</p> <p>指定居宅介護支援を行う利用者数が介護支援専門員一人あたり40名未満であること。</p> <p>主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。</p> <p>介護支援専門員実務研修などにおける実習等に協力または協力体制を確保していること。</p> <p>他法人が運営する居宅支援事業所と共同の事例検討会・研究会等を実施している。</p>
特定事業所加算 (Ⅳ)	1.250 円	<p>特定事業所加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している。</p>
初回加算	3.000 円	<p>新規に居宅サービス計画を作成する場合。</p> <p>要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。</p> <p>要介護状態区分が二区分以上に変更された場合に居宅サービス計画書を作成する場合。</p>
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	2.000 円	<p>利用者が入院するにあたって、医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定 (提供方法は問わない) ※必要な情報とは、具体的には当該利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況をいう。</p> <p>加算については、利用者一人につき1月に1回を限度とする。</p> <p>入院してから3日以内に情報提供する。</p>
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	1.000 円	<p>利用者が入院するにあたって、医療機関へ必要な情報を提供した場合に算定 (提供方法は問わない)。入院してから7日以内に情報提供する。</p>

退院・退所加算 I イ：カンファレンス無 1回 II イ：カンファレンス無 2回	4.500 円  6.000 円	利用者の退院・退所に当たって、当該病院施設の職員と面談をして利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成し、サービス調整を行った場合。 I イ：1回 II イ：2回以上受けた場合
退院・退所加算 I ロ：カンファレンス有 1回 II ロ：カンファレンス有 2回 III：カンファレンス有	6.000 円 7.500 円 9.000 円	I ロ：利用者の退院・退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する必要な情報をカンファレンスにより、一回受けていること。 II ロ：利用者の退院・退所に当たって医療機関・施設の職員から利用者に関する情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。 III：利用者の退院に当たって医療機関・施設の職員から利用者に必要な情報の提供を3回以上受けており、1回以上はカンファレンスによること。
小規模多機能型居宅 介護支援事業所 連携加算	3.000 円	利用者が小規模多機能型へ移行する時、当該利用者の必要な情報を提供し、計画作成に協力をした場合。
看護小規模多機能型 居宅介護支援事業所 連携加算	3.000 円	複合型サービスの利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を複合型サービス事業所に提供し、居宅サービス計画の作成に協力した場合。
緊急時等居宅カンファ レンス加算	2.000 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度として算定する。
ターミナルケアマネ ジメント加算	4.000 円	末期の悪性腫瘍で在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）が対象。 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、居宅介護支援を行うことができる体制を整備している。 利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医等の助言を得つつ、利用者の状態及びサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施している。訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治医等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供している。

(2) 交通費

介護支援専門員が訪問するための交通費は、一切いただきません。

(3) 解約料

料金は一切かかりません。(契約はいつでも解約することができます。)

## 5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

- \* 要介護状態にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するため、ケアプランをご利用者にお渡しし、状況把握のために月一回の訪問を行います。また、要介護認定、認定変更の際にはアセスメント、サービス担当者会議を開催または意見の照会を行います。
- \* ご利用者の心身の状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
- \* 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を尊重すると共に、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。
- \* 市区町村、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- \* 従業者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。
- \* 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- \* 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

### (2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方はご相談ください
調査（課題把握）の方法	—	MDS-HC CAPS方式
介護支援専門員への研修実施	有	年4回 継続研修を実施します
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	前記4の(3)参照

## 6. サービス内容に関する苦情

### ① ご利用者相談、苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

居宅介護支援事業所 鹿屋長寿園	管理者 森山 和美
電話番号；0994-43-3082	
受付時間；月曜日～土曜日 8：30～17：30 夜間及び日曜日は電話対応	
鹿屋市保健福祉部 高齢福祉課	
電話番号；0994-43-2111 (直通 0994-31-1162)	
受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00	
鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課	
電話番号；099-286-2674 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00	

鹿児島県国民健康保険団体連合会（国保連）  
 電話番号；099-206-1084  
 受付時間；月曜日～金曜日 9：00～17：00

② 第三者委員の設置

当事業所では、皆様からの相談・苦情に対し公正に対処するために中立的な立場の第三者委員を設置しております。

【第三者委員】

- ・宇都宮 快昭（〒893-1207 肝属郡肝付町新富 191 番地 TEL0994-65-2794）
- ・池畑 春夫（〒893-0026 鹿屋市祓川町 4561-2 TEL0994-43-0315）

7. 秘密保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密を厳守いたします。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議等におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者またはそのご家族からの同意をいただきます。

8. 個人情報の保護

- ① ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ② 個人情報の取扱いに関するご利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

9. 事故発生時の対応について

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。  
 また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. その他の事項について

当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 恵仁会
代表者役職・氏名	理事長 池田 志保子
所在地・電話番号	〒893-0024 鹿屋市下祓川町1800番地 0994-43-2546

\*附則：この重要事項説明書は平成 29 年 6 月 12 日より実施とする。

附則：この重要事項説明書は平成 30 年 4 月 1 日より実施とする。

附則：この重要事項説明書は平成 30 年 8 月 1 日より実施とする。

平成 年 月 日

\* 居宅介護支援事業所・鹿屋長寿園における居宅サービス計画作成に際し、  
『居宅介護支援事業所重要事項説明書』に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 : 鹿屋市新川町 5385-1

事業所名 : 社会福祉法人 恵仁会

指定居宅介護支援事業所 鹿屋長寿園 印

---

説明者 : 印

---

\* 私は、『居宅介護支援事業所重要事項説明書』に基づいて事業者より  
重要事項の説明を受け、居宅サービス計画作成に同意しました。

契 約 者

(利用者) 氏 名 印

---

家 族 等

(扶養義務者) 氏 名 印

---

利用者との関係 ( )

---